⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成30年度３月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　核医学検査が効率的に実施できる多検出器型装置であること。
Ｂ　様々なシングルフォトン放射性医薬品を用いて核医学診断イメージングができること。
Ｃ　核医学以外の検査法との重ね合わせ画像が可能であること。
Ｄ　多様な検査に対応するための撮像支援システムおよび核医学検査報告作成システムを有すること。
Ｅ　シンチグラフィデータが専用のコンピュータワークステーションにより解析できること。
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成30年３月26日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提供先　〒920―8641 金沢市宝町13―１ 金沢大学病院部経営管理課調達管理係長　大熊　賢一　電話076―265―2067
３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成30年２月６日から平成30年３月26日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。
５　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Nuclear Medicine Imaging Diagnostic System 1 Set
⑶　Type of the procurement : Purchase
⑷　Basic requirements of the procurement :
Ａ　A multi-detector system that can perform nuclear medicine imaging effectively.
Ｂ　Capability of nuclear medicine diagnostic imaging using various single-photon radiopharmaceuticals.
Ｃ　Fusion imaging with modalities other than nuclear imaging.
Ｄ　Nuclear imaging supporting system and diagnostic reporting system for various nuclear examinations.
Ｅ　Analysis of the scintigraphic data with a dedicated computer workstation.
⑸　Time limit for the submission of the requested material : 17 : 00　26 March, 2018
⑹　Contact point for the notice : Kenichi Okuma, Procurement management Section, Hospital Management Division, Hospital Department, Kanazawa University, 13―1 Takara-machi Kanazawa-shi 920―8641 Japan, TEL 076―265―2067

○第３号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　導入計画物品及び数量　基幹病院情報システム　一式
⑶　調達方法　借入
⑷　導入予定時期　平成31年度１月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　本調達システムは、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第５版（平成29年５月）以降で、稼働時における最新版）に準拠したシステムであること。
Ｂ　法的保存義務のある診療データに関しては、真正性、見読性及び保存性が保障されるシステムであること。
Ｃ　「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成29年５月30日施行）に則ったシステムであると共に、個人情報保護のために行わなければならない運用について提示すること。
Ｄ　診療情報の開示やリスク要因の解析、外部評価などに耐えられる粒度及び可用性を備えた診療データの蓄積・抽出・再利用が効率よく実施できる構成とすること。加えて、本調達システム及び本院既存の各サブシステムとの間では、相互に連携してデータの有効利用を図り、冗長な入力が避けられるようにすること。各サブシステムで登録された実施結果、実施記録等の情報は電子カルテシステム上で一元管理が可能なこと。ただし、本調達分・既存に関わらず、あるサブシステムで法的保存義務のある診療データを生成するが電子保存の三原則を満たしていない場合は、本院指示の元、当該サブシステムの情報を電子カルテシステムへ直接格納すること。
Ｅ　要求仕様に則り、既存システムの機能を拡充及び強化し、診療部門・医事部門・経営管理部門の業務が統合的かつ円滑に遂行できること。
Ｆ　既存システム上の全診療データ、全マスタを本調達システム上へ移行し利用可能にすること。そして、システムの移行に際して、システム停止時間を可能な限り短縮し、診療が長時間中断されないよう配慮されていること。
Ｇ　本学職員ＩＤ（金沢大学ＩＤ）及び本学の認証基盤と相互運用できる利用者認証により認証を行う基盤を整備すること。そして、本調達システム認証時、使用できるよう構成すること。
Ｈ　電子カルテ上でマスタ集中統合管理をし、将来の改定時に対応が無償でできること。そして、本調達・既存システムにマスタデータを転送すること。転送タイミングについては、本院と話し合うこと。
Ｉ　診療に関わるオーダリング機能等の対象として、患者基本情報（基礎情報、アレルギー等）、予約（外来、入院、他科・他部署受診等）、入院基本情報（主治医・担当医・担当看護師の登録・変更等、病棟・病室・ベッド管理等）、患者移動（入退院を含む転科・転棟・転床・外泊等）、病名、検査（検体・細菌・生理・放射線・内視鏡・病理等）、処方（院内・院外・麻薬等）、注射（外来・入院・麻薬等）、レジメン、持参薬、治験薬、処置（外来、病棟処置、放射線治療、核医学、透析、リハビリ、歯科処置等）、輸血、手術、麻酔依頼、看護ケア、食事、患者指導（服薬指導、栄養指導等）、スキャン（イメージファイリング用）、ＤＰＣ様式１情報、以上を含むこと。すべてのデータは、医療安全性と正確性のため、タイムスタンプ、実施者及び場所に関して記録し、さらに履歴管理を行うこと。なお、本調達に含まれているかどうかに関わらず、サブシステム上でオーダ発行することになる場合は、当院と協議すること。
Ｊ　患者の来院から会計までの進捗状況を確認でき、また、限られた人員の配置で院内従事者が容易に患者案内をすることができる提案を行うこと。
Ｋ　指示医による指示を他の医師、医師事務補助者、その他の医療従事者が代行入力した場合は、指示医が入力内容に対し事後承認を行えること。研修医・学生が指示する場合は、上級医が入力内容に対し事前・事後承認を行えること。
Ｌ　電子カルテ及びオーダリングと連携した、クリニカルパス（コンポーネント型パスを含む）の運用が可能であること。加えて、バリアンス記録・蓄積・解析機能を備えること。
Ｍ　今後の医療に不可欠となるチーム医療の強化に向けて、医師や看護師、薬剤師、栄養士等複数の職種による診療、指導等の実施や記録が容易に行える機能を有すること。
Ｎ　「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年４月30日厚生省令第15号、平成28年３月４日厚生労働省令第27号改正）に則り、患者の診療については、第22条様式第１号⑴の１、様式第１号⑴の２、様式第１号⑴の３、様式第１号⑵の１、および様式第１号⑵の２又はこれに準ずる様式、処方箋については、第23条様式第２号又はこれに準ずる様式を表示・出力できること。
Ｏ　薬価収載医薬品だけでなく、薬価未収載医薬品（市販薬、治験薬）も管理できること。
Ｐ　各種医療文書や帳票類をすべて電子化し、文書類ごとに複数タギングできる文書管理システムを導入すること。文書はプリンタ出力、ＰＤＦ形式ファイル、標準的なタグを利用したＸＭＬ形式ファイルへ出力できること。データウェアハウスへの登録や全文検索のインターフェースを提供すること。
Ｑ　医薬品禁忌、アレルギー情報に基づき、オーダ入力時警告の出力、またはオーダ制限ができること。また、処方、注射、輸血実施時等に三点認証できる仕組みを有すること。
Ｒ　その他サブシステム（検査部門システム、ＲＩＳ等）を含めること。